

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可
..... (都市整備局市街地整備部再開発課) ... 一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
..... (同) ... 一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件) (環境局環境改善部化学物質対策課) ... 一
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生 (産業労働局農林水産部水産課) ... 五
- 都道の区域変更 (建設局道路管理部路政課) ... 五
- 都市計画事業の施行 (建設局道路建設部管理課) ... 七

告示

●東京都告示第二百五十号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第七条の十六第一項の規定に基づき豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規

定により、次のように告示する。

令和二年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

三井不動産株式会社及び江東区

二 事業施行期間

平成二十四年八月三十日から令和三年二月二十八日まで

で

三 施行地区

江東区豊洲二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区銀座六丁目十七番一号五階

六 施行認可の年月日

平成二十四年八月三十日

七 変更の内容

事務所の所在地を中央区日本橋室町三丁目二番一号十一階に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

令和二年三月四日

●東京都告示第二百五十一号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八条第一項の規定に基づき東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十九年十月二十日から令和四年十月三十一日まで

で

三 施行地区

豊島区東池袋四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区南池袋二丁目三十六番十号

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年十月二十日

令和二年三月四日

●東京都告示第二百五十二号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

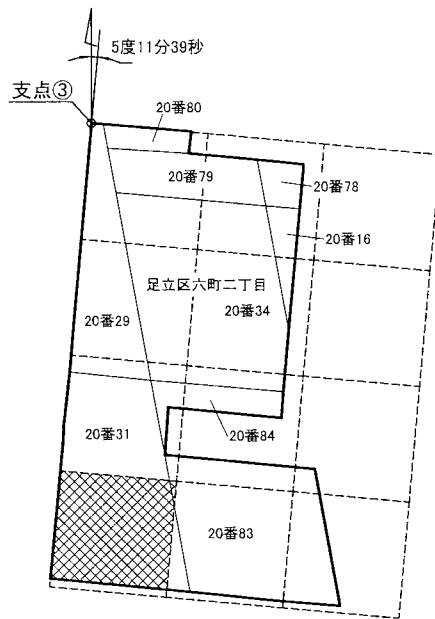
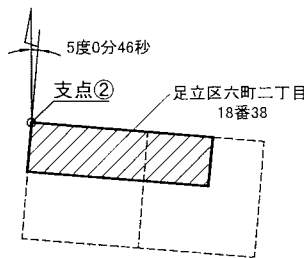
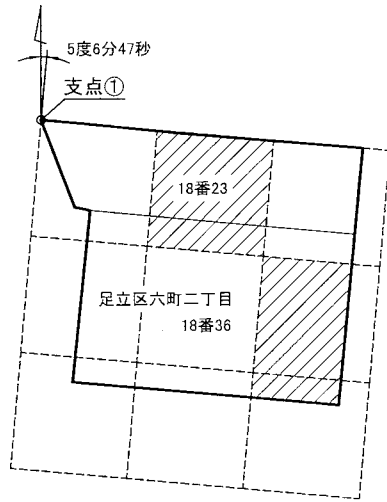
令和二年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区六町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

別図



【支点】

- ① 支点①は、足立区六町二丁目18番23の最北端とする。
- ② 支点②は、足立区六町二丁目18番38の最北端とする。
- ③ 支点③は、足立区六町二丁目20番29の最北端とする。

【格子の回転角度】

- ① 5度6分47秒
- ② 5度0分46秒
- ③ 5度11分39秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単区区画
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第825号により指定した区域)

●東京都告示第二百五十三号

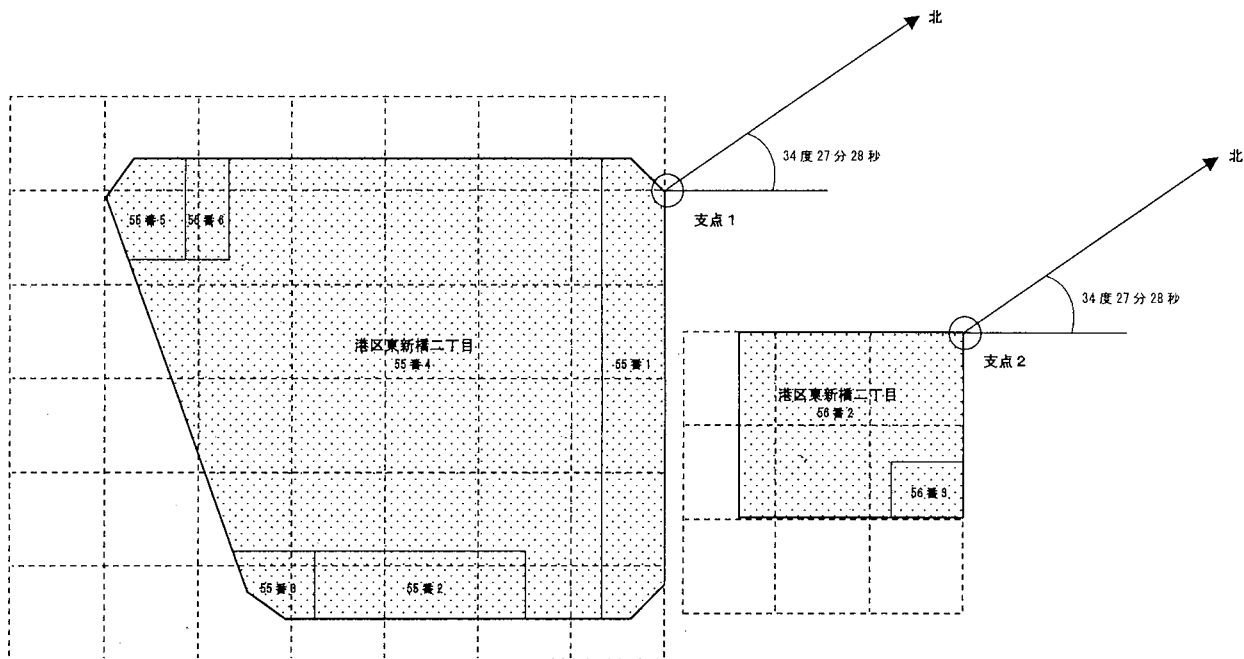
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区東新橋二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十号に該当する。

別図



【支点】
 支点1は、港区東新橋二丁目55番1の最北端とする。
 支点2は、港区東新橋二丁目56番2の最北端とする。

【格子の回転角度（34度27分28秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(規則第58号第5項第10号に該当する区域)

●東京都告示第二百五十四号

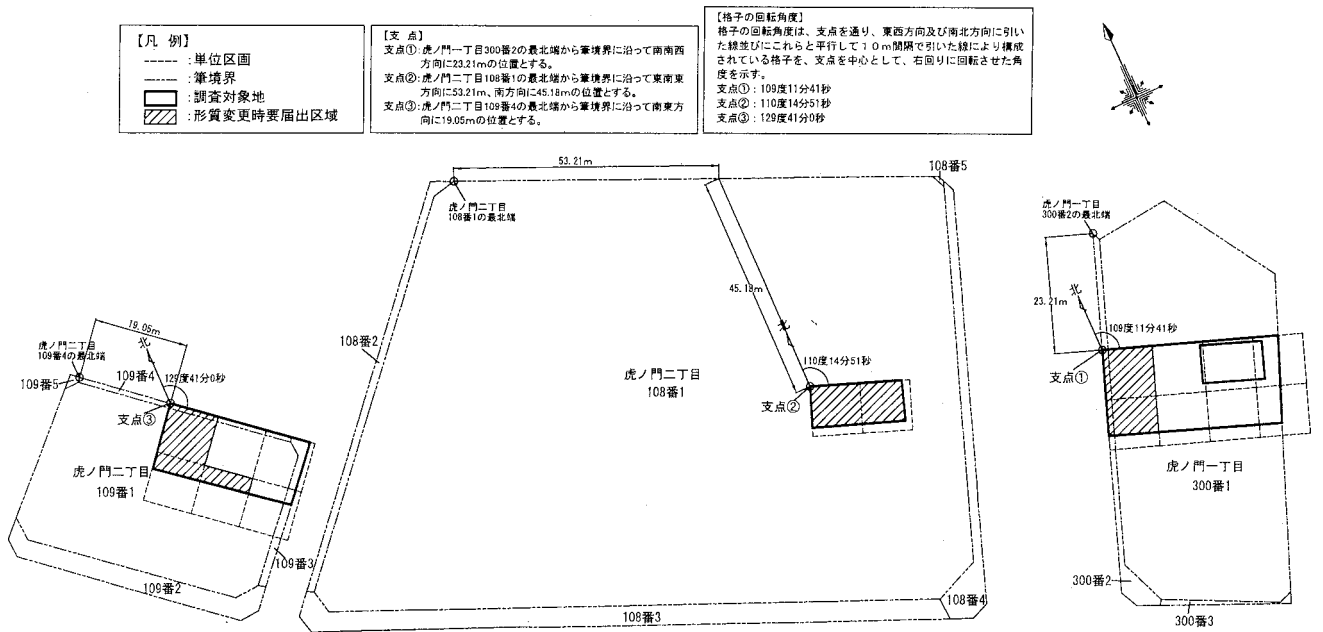
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第二百五十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和二年三月五日から発生する。

令和二年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

利島村加入区

御蔵島村加入区

●東京都告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 王子金町江戸川

二 変更の区間 葛飾区柴又七丁目千六百二十一番二地内から同区柴又五丁目五百七十四番一地先まで

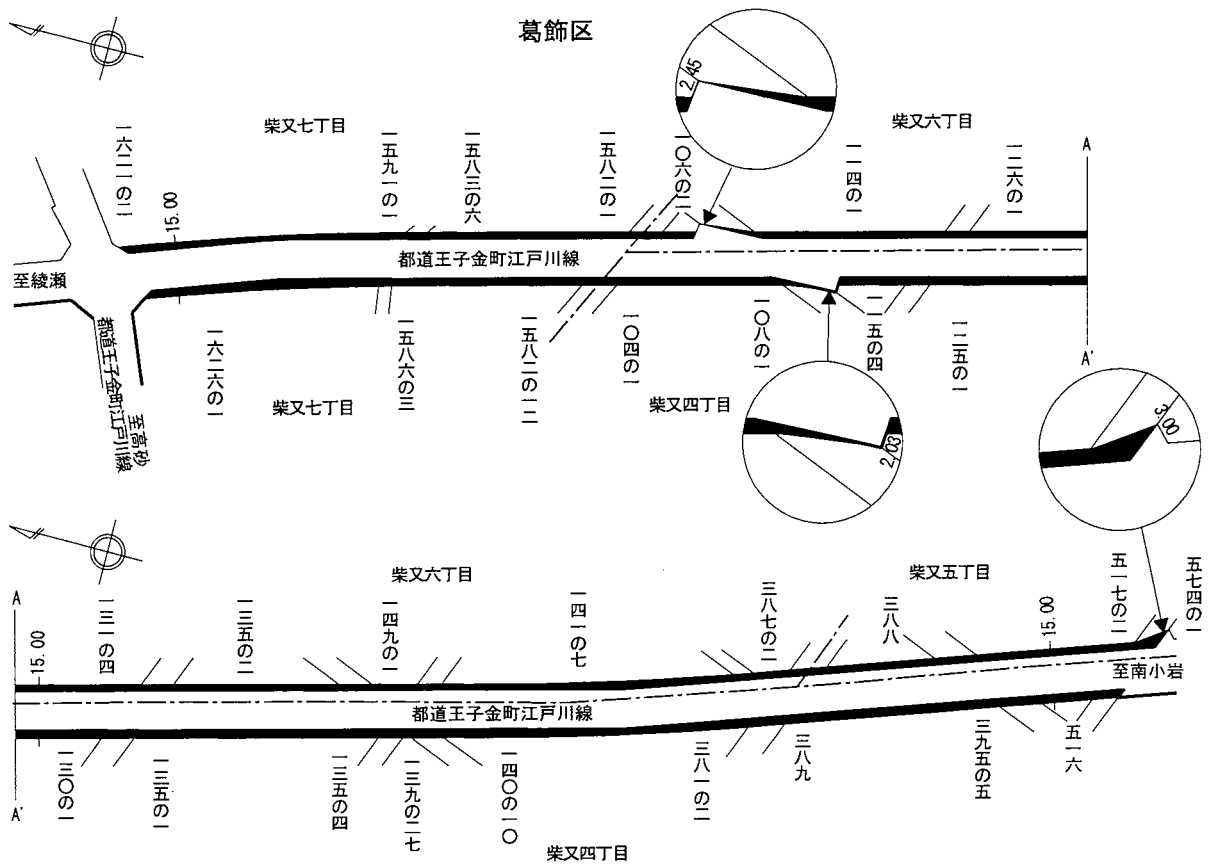
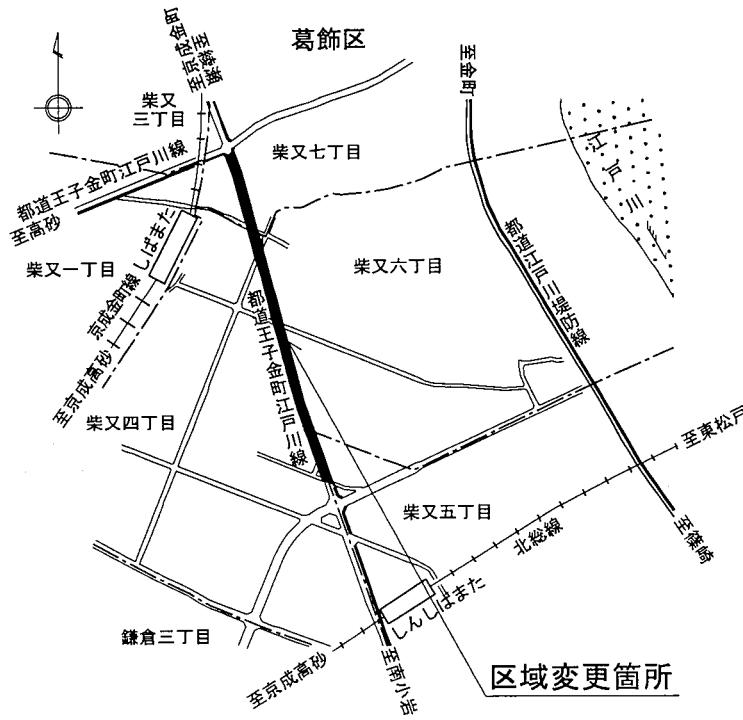
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道王子金町江戸川線区域変更略図
葛飾区柴又七丁目～柴又五丁目

都道
 特別区道
 編入区域

延長 五九二・〇一メートル
 面積 二、二八八・三〇平方メートル



公 告

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
多摩都市計画道路事業三・一・六号南多摩尾根幹線	多摩市諏訪四丁目、諏訪五丁目、諏訪六丁目、永山五丁目、永山六丁目、永山七丁目、貝取五丁目、南野一丁目、南野二丁目、南野三丁目、鶴牧五丁目及び鶴牧六丁目並びに神奈川県川崎市麻生区黒川地内	令和二年二月二十日関東地方整備局告示第五十九号	南多摩東部建設事務所

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

